

「就職困難者に対する就労支援事業」補助金交付選定 審査基準

審査項目	審査内容
事業目的・事業内容の理解度・充実度	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が求める人材や就職困難者の特徴、就労上の課題等について知識・理解が必要であることから、過去2年間において企業の就職困難者等の雇用に関するニーズ把握や府内自治体と連携した就労支援等に関する事業実績があること。 ・事業計画において、補助事業内容である就職困難者層の求職者に対する①求職情報の収集、②職場実習先の開拓・確保（就職者目標25人の2倍以上）、③求人企業の収集、④就職実現に向けたマッチングにつなげる支援、⑤定着支援、⑥調査研究事業（企業及び地域就労支援センターにおける求人・求職ニーズ調査等）への工夫や具体性があること。
就職困難者等への就労支援の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、ひとり親家庭の親、中高年齢者、若年無業者など就職困難者等への就労支援の実績やノウハウが必要であることから、過去2年間において自治体等と連携した雇用・就労支援の実績があること。
市町村及び企業との連携策	<ul style="list-style-type: none"> ・就職困難者等の雇用・就労の円滑かつ効果的な推進に関して、府内市町村が実施する地域就労支援事業との連携・協力が必要であることから、市町村地域就労支援センター及び関係機関等と連携するための工夫や具体策があること。 ・就職困難者等の雇用・就労に関して企業との強力な連携・協力関係が不可欠であり、府域全体で多様な職種・業種の職場実習先の確保や就職先となる求人情報を集めるためのノウハウや工夫が必要であるため、300社程度の企業が参加する団体や協議体等であること。 ・企業への雇用促進に向けたアプローチを円滑に実施することが求められるため、過去2年間において企業を対象とした就職困難者等の雇用・就労の促進に関する研修会、講習会等の開催などの実績があること。
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域就労支援センター等関係機関への訪問及び相談・アドバイス等が実施できる人員配置や管理運営体制、キャリアカウンセラー等の専門人材の配置など、事業実施体制を備えていること。
府施策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・府の労働施策（公正採用選考人権啓発推進員の設置（推進員選任対象事業所が対象）、大阪企業人権協議会、おおさか人材雇用開発人権センターが実施する府補助金事業への協力など）に適切に対応できていること。